

令和 7 年 7 月 1 日
九州地方整備局～安全で快適に効率よく、建物を使い続けるために！～
「九州地区官庁施設保全連絡会議」を開催します

安全で快適に効率よく、建物を使い続けるため、建物の管理者は、日常の保全や法定点検を通じて支障がない状態であることを確認し、支障が見つかれば必要な修繕等を行い、建物の性能や機能を良好な状態に保つ必要があります。

さらに、官庁施設など公共建築物の管理者には、平時や災害時における安全性や執務環境の確保、長期的耐用性の確保、ライフサイクルコストや環境負荷の低減の取組も求められています。

国土交通省では、各省庁で建物管理に関わる施設保全責任者を対象に、必要な情報提供や意見交換を行う場として、毎年度、全国各地で「官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

今年度、九州地方整備局では、九州 7 県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に所在する国の機関に加え、独立行政法人や地方公共団体で建物管理に関わる部署にも参加を呼びかけ、下記の通り、「九州地区官庁施設保全連絡会議」を開催いたします。

記

〈九州地区官庁施設保全連絡会議〉

○開催日時：令和 7 年 7 月 10 日（木）13:15～16:30

○開催方法：WEB 開催

○開催内容：主に以下の内容について、情報提供や意見交換を実施

- ・建物の法定点検の重要性
- ・「支障がない状態の確認」のポイント
- ・修繕等の予算要求のポイント
- ・建物の防災・減災対策
- ・地球温暖化対策「政府実行計画」の取組み

○出席者：九州 7 県に所在する各省庁の施設保全責任者のほか、独立行政法人及び地方公共団体の建物管理担当者
（計 164 機関が出席予定）

○開催者：九州地方整備局 営繕部、熊本営繕事務所、鹿児島営繕事務所

※会議終了後、開催結果報告を行います。

（事前申し込みがなくても取材可能です。また、会議資料を提供可能です）

日時：令和 7 年 7 月 10 日（木）16:45 頃～（30 分程度）

場所：福岡第 2 合同庁舎 10 階 設計協議室

福岡市博多区博多駅東 2-10-7

問い合わせ先

国土交通省

九州地方整備局 営繕部

保全指導・監督室

室長補佐

大和 正蔵

（内線 5512）

保全指導係長

森田 大介

（内線 5531）

TEL 092-476-3539（直通）

E-mail qsr-hokanshitsu@ki.mlit.go.jp

【参考】過年度の開催状況

九州地区官庁施設保全連絡会議(説明資料抜粋)

建基法・官公法による「点検」と「確認」の内容等

国土交通省

20240712_官庁施設保全連絡会議資料

【点検】(建基法・官公法)

- (内 容) 建築物の敷地及び構造並びに建築設備について**損傷、腐食その他の劣化の状況を点検**すること。(建基法の「点検」と同じ)
- (目 的) **安全上、防火上又は衛生上**支障がないことを確かめる。
- (周 期) 原則、建築物の敷地及び構造 **3年以内**ごと
建築設備・昇降機・防火設備 **1年以内**ごと
- (点検実施者) 一級建築士等**有資格者**
特定建築物調査員、建築設備検査員、昇降機等検査員、
防火設備検査員で資格者証の交付を受けた者

【確認】(官公法)

- (内 容) 建築物の敷地及び建築物の各部分が**支障がない状態に保全**されていることを**確認**すること。
- (目 的) 保全の基準に定める**安全性・耐久性・機能性**等が支障がない状態を確認する。
- (周 期) 原則、建築物の敷地及び構造 **概ね1年以内**ごと
建築設備・昇降機・防火設備 **概ね6箇月から1年以内**ごと
- (確認実施者) 保全担当者等 **(資格は不要)**

法定点検・支障がない状態の確認は施設の状況を把握するための重要な手段

保全の適正化のために実施

34 / 34

●建物の法定点検の重要性

外壁仕上げ①

【法定点検】

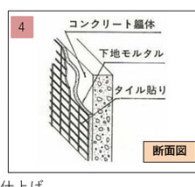
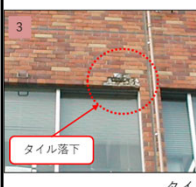
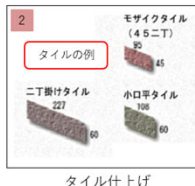
点検周期: 3年

【支障がない状態の確認】

確認周期: 1年

写真の概要

日常点検のポイント



・コンクリート

そのままの仕上げ

・コンクリート面を

保護する塗料が塗ら

れている

・それらを防ぐため、撥水材や

耐候性のある透明なフッ素

樹脂塗料を塗りますが、

紫外線による劣化が進みます

ので、定期的な塗り替えが

必要です。

・経年により浮きが発生し、

タイル自体が落下したり、

モルタルと一緒に落下したり

する恐れがあります。浮きは

目視では確認できませんので、

赤外線や打診棒で確認する際

の音で判断します。

・一般的には打診棒で確認しま

すが、危険ですので専門業者

等に依頼して下さい。

●「支障がない状態の確認」のポイント

7. 官庁施設の防災機能確保のための対応

国土交通省

20220401_官庁施設保全連絡会議資料

(資料6-4) 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

防災性能を低下させる12の状況とは……



※以下のアドレスより国土交通省ホームページの該当ページにアクセスする。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

43 / 43

●建物の防災・減災対策

政府実行計画の概要(2021(令和3)年10月22日閣議決定)

環境省

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温室効果ガス削減20条)
- 温室効果ガス総排出量を2030年度までに**50%削減**(2013年度比)することを目標とし、その目標達成に向け、**太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電
設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約**50%以上**に**太陽光発電設備**を設置することを目指す。



新築建築物
今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の削減率を目標とする建築物。ZEB Ready: 50%以上の削減率を目標とする建築物。

公用車
代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



LED照明
既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達
2030年度までに各府県内で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー**電力とする。

自治体等5年間のPFC削減目標

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による脱炭素化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

10

●地球温暖化対策「政府実行計画」の取組み
※環境省 九州地方環境事務所とタイアップ

建物の管理に初めて携わる方々をはじめ、広くご理解いただけるよう、法令義務や管理責任、専門用語の解説など、図解や写真を交えながら説明。